

平成 30 年 11 月 27 日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 5 号に基づき、折尾ボクシングジム（以下「折尾ジム」という）クラブオーナー・マネージャーである西村浩明（ライセンス No.24333）会長を平成 30 年 10 月 21 日よりライセンスの 6 ヶ月停止処分とする。

理由： 折尾ジム西村浩明会長は、平成 30 年 10 月 21 日地場産くるめでの日本ミニマム級最強挑戦者決定戦において、判定結果を不服として以下の行為を行った。

1. 判定結果発表の後に大声で叫び、次の試合に備え着席していた担当審判員に対し抗議した。
2. 折尾ジム後援会が対戦相手ジム関係者に詰め寄る無謀な行為を会長として抑制しなかった。
3. J B C 控室に戻ろうとした審判員の背中を押して自陣控室へ連れ込もうとした。
4. 試合後 J B C 控室にて、J B C 関係者の抑止を無視し、大きな怒鳴り声を上げ執拗に抗議した。
5. 担当した審判員の自宅にまで電話をかけ採点に疑義を訴えるばかりか、健康状態などプライバシーに関わることを問いかけるなど度を越した行為をとった。

このことはスポーツとしてのボクシングの社会的信用を著しく貶める行為であり、また、試合判定に対する異議や不服についてライセンス所持者は J B C 渉外・苦情処理委員会に対して裁定の申立をすることができるとの J B C ルール第 130 条に違反するものである。よって当財団は西村浩明会長を平成 30 年 10 月 21 日よりライセンスの 6 ヶ月停止処分とする。尚、以降同様の行為をした場合の処分はこの限りではない。

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 5 号に基づき、折尾ボクシングジム（以下「折尾ジム」という）の西村聰音（ライセンス No.42041）プロモーターを平成 30 年 10 月 21 日よりライセンスの 6 ヶ月停止処分とする。

理由： 折尾ジム西村聴音プロモーターは、平成30年10月21日地場産くるめでの日本ミニマム級最強挑戦者決定戦において、判定結果を不服として西村浩明会長と共に以下の行為を行った。

1. 判定結果発表の後に大声で叫び、次の試合に備え着席していた担当審判員に対し抗議した。

2. 折尾ジム後援会が対戦相手ジム関係者に詰め寄る無謀な行為を会長として抑制しなかった。

3. JBC控室に戻ろうとした審判員の背中を押して自陣控室へ連れ込もうとした。

4. 試合後JBC控室にて、JBC関係者の抑止を無視し、大きな怒鳴り声を上げ執拗に抗議した。

5. 担当した審判員の自宅にまで電話をかけ採点に疑義を訴えるばかりか、健康状態などプライバシーに関わることを問いかけるなど度を越した行為をとった。

このことはスポーツとしてのボクシングの社会的信用を著しく貶める行為であり、また、試合判定に対する異議や不服についてライセンス所持者はJBC渉外・苦情処理委員会に対して裁定の申立をすることができるとのJBCルール第130条に違反するものである。よって当財団は西村聴音プロモーターを平成30年10月21日よりライセンスの6ヵ月停止処分とする。尚、以降同様の行為をした場合の処分はこの限りではない。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション